

平成 21 年 6 月 18 日

「臓器の移植に関する法律」改正の決議に対する声明

日本移植学会理事会

本日、衆議院において、「臓器の移植に関する法律」の改正案 A 案が採択されたことについて、日本移植学会の見解を述べさせていただきます。

はじめに臓器移植法の改正について、このたび衆議院で審議され、改正案 A 案が採択されたことについて、日本移植学会として敬意を表します。またご尽力いただいた多くの方々に深甚なる謝意を表します。

さて、現行法が 1997 年に施行されて以来、善意と崇高な意思に基づいた 81 件の脳死後の臓器提供が行われ、移植を受けることができた患者さんの多くが健康を取り戻しました。しかし現行法のもとでは、脳死下での臓器提供は年間 10 例前後に限られているため、移植によってしか救命できない多くの患者さんが移植を待ち望みながら亡くなられています。一部の患者さんは、小児、成人にかかわらず、やむなく海外での移植に生きるための最後の望みをかけざるをえないのが実状でしたが、今やその道も閉ざされつつあります。

このような状況下で現行法の改正は、臓器不全との絶望的な闘いを強いられた多くの患者さんおよびそのご家族にとっては、生きるための唯一の望みであり、文字通り悲願であったとも言えるでしょう。これまで日本移植学会は、関係学会、患者団体とともに、本法の A 案への改正を繰り返し要望して参りました。

今回衆議院で A 案が採択されたことは、移植によってしか救命しえない、そして移植を待ち望む多くの患者さんとそのご家族にとって一筋の光明であることは確かですが、この法案が制定されこれらの患者さんを救命するためには参議院における採択が不可欠です。参議院におかれましても、「自国民を自国内で救う」べく、速やかに A 案が採決されることを強く要望します。